

# 清原中央小学校いじめ防止基本方針

## はじめに

本校では、「いじめはどの児童（生徒）にも起こりうる」、「いじめは決して許されない行為である」との認識の下、いじめの根絶を目指して、いじめの未然防止の取組の充実と早期発見・早期対応の徹底に努めてきた。

この度、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が施行されたことを受け、第13条※の規定に基づき、児童（生徒）がこれまで以上に、楽しく、安心して学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処（以下「いじめの防止等」という。）の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を策定する。

※（法第13条）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

## 1 いじめの防止等のための基本理念等について

### （1）基本理念

- 全ての児童（生徒）が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが許されない行為であること等について、児童（生徒）が十分に理解できるようにします。
- いじめの防止等の行動指針である「うつのみや いじめゼロ宣言」に基づく、児童（生徒）の自主的な活動を支援します。
- 学校、市、家庭、地域その他の関係者との連携の下、いじめの問題を組織的に克服することを目指します。

### （2）いじめの防止等の基本的な考え方

いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ組織的に対応する必要がある。

#### ① いじめの防止

- ・ 教育活動全体を通して、児童（生徒）に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図る。
- ・ 児童（生徒）が、いじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。

## ②いじめの早期発見

- ・ いじめの早期発見のための体制を整備する。
- ・ 教職員がいじめに対する指導力を高めることができるよう研修の充実を図る。

## ③いじめの対処

- ・ いじめを把握した場合には、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、いじめを受けた児童（生徒）の安全確保を図る。
- ・ いじめを受けた児童（生徒）・保護者への親身な支援と、いじめを行った児童（生徒）への背景等を十分理解した上での毅然とした指導、その保護者への助言等を継続的に行う。
- ・ 必要に応じて市や関係機関等との連携を図る。

## ④家庭、地域との連携

- ・ 家庭、地域と密接に連携し、児童（生徒）を見守り、育む体制の整備に努める。
- ・ 家庭に対し、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう必要な指導に努めること及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合には学校や関係機関等との連携に努めることについて啓発を行う。
- ・ 地域に対し、児童生徒を見守る取組を推進すること及びいじめの疑いがある場合には学校や関係機関等への情報提供に努めることについて啓発を行う。

## ⑤関係機関等との連携

- ・ 必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、警察や児童相談所など関係機関との適切な連携を図る。また、いじめに係る組織を新設・拡充し、組織的対応の強化を図る。

## 2 学校におけるいじめ防止等の取組について

### (1) 組織的な取組

いじめの問題は、特定の教員が抱え込むことなく、組織的に対応することが重要であることから、いじめ等に係る校内組織を設置する。

なお、いじめの事実確認を行う場合は、本組織を主体とし、必要に応じて関係職員を加えるなどする。

また、学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会等との連携を図りながら対応にあたる。

### ①いじめ対策委員会

〔構成員〕

管理職、児童指導主任（生徒指導主事）、スクールカウンセラー（地域学校園 S C）  
教務主任、教育相談係、S C M、養護教諭、保健主事

## 〔取組内容〕

- ・ いじめの防止等の全体指導計画の立案，改善
- ・ 校内研修会の企画・立案
- ・ 定期的なアンケートや教育相談の実施と，結果の分析，共有
- ・ いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・ いじめの事実確認
- ・ 指導計画の実施状況の把握と改善

### ②校内研修

「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修を実施する。

### ③児童に関する情報交換

- ・ 毎月の職員会議後情報交換を行い，情報を共有する。

## (2) いじめの防止等の取組

### ①いじめの防止

「いじめはどの児童生徒にも起こりうる」との認識の下，未然防止の取組の充実を図り，いじめの起こらない環境づくりに努める。

#### ア 地域学校園内の小・中学校が連携した取組の実施

- ・ あいさつ運動の実施（12月）
- ・ 6年生に関する情報交換会の実施（3月）

#### イ 「いじめゼロ強調月間」の取組の実施

- ・ いじめ根絶標語の作成と掲示
- ・ 代表委員によるいじめゼロ集会（10月）
- ・ 「うつつのみや いじめゼロ宣言」の唱和
- ・ いじめゼロリボンの着用
- ・ いじめを題材とした図書の読み聞かせ（10月第3火曜日）

#### ウ 「宮っ子心の教育」の実施

- ・ 人権週間の実施（12月）  
○人権集会 ○「うめういすチャンピオン」の表彰 ○人権作文の読み聞かせ
- ・ 授業参観における道徳授業の公開（9月）

#### エ 児童生徒がいじめ根絶に向けた活動を自主的に行うための指導

- ・ 全校児童によるあいさつ運動（毎月）
- ・ 週1回「みんなで遊ぶ日」の実施
- ・ 代表委員会によるいじめ根絶活動の奨励

#### オ 情報モラル年間指導計画に基づく計画的な授業の実施

- ・ 「情報メディア教育年間指導計画」に基づき，「受け取る側の気持ちを考えた行動」「掲示板やブログを利用するときのルールやマナー」などの指導を年間1回以上行う。

カ いじめゼロ強調月間におけるいじめの防止等の取組状況の点検等

- ・いじめゼロ強調月間終了後、職員会議で取組状況・成果等の報告と共有

## ②いじめの早期発見

児童生徒が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は児童生徒理解を深め、信頼関係の構築に努める。

ア 児童生徒、保護者への相談窓口等の周知

- ・朝会時、児童指導主任の話を通して周知
- ・学校だより、学年だより、「児童指導通信」等の活用による周知
- ・「なんでも相談ポスト」の設置と活用

イ スタandardダイアリーの活用

- ・「相談コーナー」の周知と活用
- ・「宮っ子の誓い」「うつのみや いじめゼロ宣言」の周知

ウ 児童生徒への定期的なアンケート調査や教育相談等の実施

- ・いじめアンケートの実施（6月、10月、1月）
- ・教育相談の実施（7月、11月）
- ・Q-Uの実施

エ 教育委員会によるネットいじめ等パトロールの活用と、家庭との連携によるネットいじめの早期発見

- ・ネットいじめ等パトロール結果の情報共有
- ・学年・学級懇談会、学年だより、学校だより等を活用した啓発
- ・家庭訪問、個人懇談等を利用した情報交換

オ 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修の実施

- ・「清原中央小学校いじめ防止基本方針」の読み合わせ（4月）
- ・いじめに関する校内研修の実施（5月）

## ③いじめの対処

事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、被害児童（生徒）を守り通すとともに、加害児童（生徒）に対しては、「いじめは決して許されないこと」を毅然とした態度で指導する。

○ いじめが発生した場合には、以下のとおり対応する。

ア いじめ対策委員会を中心とした事実確認

※被害者、加害者、関係児童生徒から事情を聴くなどして正確に事実関係を把握する。

イ いじめを受けた児童（生徒）・保護者に対する親身な支援と、いじめを行った児童生徒に対する背景等を十分に理解した上での毅然とした指導及びその保護者への継続的な指導・助言等

ウ いじめの解決に向けた、保護者や市、関係機関・団体等との連携

エ いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合等の警察への相談・通報

### 3 取組の充実に向けて

- ・ 本基本方針を学校ホームページで公開するとともに、魅力ある学校づくり地域協議会や学校だより等を活用するなどして周知を図り、いじめ防止等の対策を家庭や地域との連携の下に推進する。
- ・ 本校におけるいじめ防止等の取組が適切に実施され、実効性のあるものとなっているかについて、「いじめ対策委員会」において定期的に点検したり、本市の学校マネジメントシステムの共通評価項目として設定されているいじめの防止等の取組についての項目及び学校が独自に設定した項目の評価結果等を検証したりするなどして、取組内容や取組方法の改善に取り組む。